

京 都 大 学 人 権 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
京都大学人権委員会規程 (平成16年達示第147号) (前 略) (構成) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1)～(5) (略) (6) <u>コンプライアンス部長</u> (7) (略) 2・3 (略) (中 略) (雑則) 第8条 委員会に関する事務は、<u>コンプライアンス部</u>において処理する。 (後 略) 京都大学における情報公開制度の実施に関する規程 (平成13年達示第7号) (前 略) (開示請求) 第3条 法人文書の開示を請求しようとする者(以下「開示請求者」という。)は、所定の開示請求書を開示窓口に提出して行わなければならない。 2 前項に定める開示窓口は、<u>コンプライアンス部法務室</u>に置く。 (後 略) 京都大学における個人情報の保護に関する規程 (平成17年達示第1号)	(構成) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1)～(5) (同 左) (6) <u>リスクマネジメント支援オフィス長</u> (7) } (同 左) 2・3 } (雑則) 第8条 委員会に関する事務は、<u>リスクマネジメント支援オフィス</u>において処理する。 附 則 (令和8年達示97号) この規程は、令和8年10月1日から施行する。 (開示請求) 第3条 (同 左) 2 前項に定める開示窓口は、<u>リスクマネジメント支援オフィス</u>に置く。 附 則 (令和8年達示97号) この規程は、令和8年10月1日から施行する。

改 正 前	改 正 後
(前 略) (苦情の処理) 第 2 4 条 職員等は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。 2 総括保護管理者は、前項の目的を達成するために、個人情報の取扱いに関する苦情窓口を<u>コンプライアンス部法務室</u>に置く。 3 (略) (中 略) (開示請求) 第 3 0 条 法第 7 6 条の規定に基づき、保有個人情報の開示を請求しようとする者（以下「開示請求者」という。）は、所定の開示請求書を開示窓口に提出して行わなければならない。 2 (略) 3 第 1 項に定める開示窓口は、<u>コンプライアンス部法務室</u>に置く。 4 (略) (後 略) 京都大学における個人番号及び特定個人情報の保護に関する規程 (平成 2 7 年達示第 4 9 号) (前 略) (開示請求) 第 2 4 条 個人情報保護法第 7 6 条の規定に基づき、保有特定個人情報の開示を請求しようとする者（以下「開示請求者」という。）は、所定の開示請求書を開示窓口に提出して行わなければならない。 2 (略) 3 第 1 項に定める開示窓口は、<u>コンプライアンス部法務室</u>に置く。 (後 略)	(苦情の処理) 第 2 4 条 (同 左) 2 総括保護管理者は、前項の目的を達成するために、個人情報の取扱いに関する苦情窓口を<u>リスクマネジメント支援オフィス</u>に置く。 3 (同 左) (開示請求) 第 3 0 条 } (同 左) 2 } 3 第 1 項に定める開示窓口は、<u>リスクマネジメント支援オフィス</u>に置く。 4 (同 左) 附 則 (令和 8 年達示 9 7 号) この規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。 (開示請求) 第 2 4 条 } (同 左) 2 } 3 第 1 項に定める開示窓口は、<u>リスクマネジメント支援オフィス</u>に置く。

改 正 前	改 正 後												
京都大学危機管理規程 (平成23年達示第64号) (前 略) (危機管理委員会) 第6条 本学に危機管理に関する重要事項を審議 するため、危機管理委員会（以下「委員会」と いう。）を置く。 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1)～(5) (略) (6) <u>コンプライアンス部長</u> (7) (略) (中 略) 別表（第4条関係） <table><tr><td>組織</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>総務室</td></tr><tr><td><u>コンプライアンス部</u></td></tr><tr><td>監事支援室</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	組織	(略)	総務室	<u>コンプライアンス部</u>	監事支援室	(略)	附 則（令和8年達示97号） この規程は、令和8年10月1日から施行する。 (危機管理委員会) 第6条 (同 左) 2 } (同 左) (1)～(5) } (6) <u>リスクマネジメント支援オフィス長</u> (7) (同 左) 附 則（令和8年達示97号） この規程は、令和8年10月1日から施行する。 別表（第4条関係） <table><tr><td>組織</td></tr><tr><td>(同 左)</td></tr><tr><td>総務室</td></tr><tr><td><u>リスクマネジメント支援オフィス</u></td></tr><tr><td>監事支援室</td></tr><tr><td>(同 左)</td></tr></table>	組織	(同 左)	総務室	<u>リスクマネジメント支援オフィス</u>	監事支援室	(同 左)
組織													
(略)													
総務室													
<u>コンプライアンス部</u>													
監事支援室													
(略)													
組織													
(同 左)													
総務室													
<u>リスクマネジメント支援オフィス</u>													
監事支援室													
(同 左)													